

2019年度の後期高齢者支援金の加算・減算について

後期高齢者支援金（2019年度）の加算について

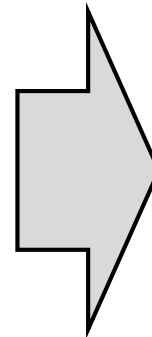
〈加算（ペナルティ）の計算方法〉

- 2018～2020年度の後期高齢者支援金の加算は、特定健診57.5%（総合は50%）未満、保健指導10%（総合は5%）未満を対象範囲とし、各年度ごとに対象範囲と加算率を設定している。
- 2019年度後期高齢者支援金における加算対象保険者は、2018年度の特定健診・特定保健指導の実績から健保組合は77保険者、共済組合は2保険者が該当となり、加算の総額は約3億6,815万円（※）となった。
（保険者グループごとの詳細は次ページ参照）

※2019年度確定後後期高齢者支援金見込額の見込値による加算額

【後期高齢者支援金の加算率】

		特定健診・保健指導の実施率	
		単一健保・共済組合 (私学共済除く)	総合健保・私学共済 (※6)
特定健診	実施率が第3期目標の1/2未満	45%未満	42.5%未満
	実施率が第3期目標の1/2以上～57.5%未満(※1)	45%以上～57.5%未満	42.5%以上～50%未満(※3)
特定保健指導	実施率が0.1%未満	0.1%未満	0.1%未満
	実施率が0.1%以上～第3期目標の1/20未満	0.1%以上～2.75%未満(※2)	0.1%以上～1.5%未満(※3)
	実施率が第3期目標の1/20以上～1/10未満	2.75%以上～5.5%未満(※2)	1.5%以上～2.5%未満(※3)
	実施率が第3期目標の1/10以上～10%未満(※5)	5.5%以上～10%未満	2.5%以上～5%未満(※3)
特定健診（第3期の実施率目標）		90%以上	85%以上
特定保健指導（同上）		単一健保 55%以上 共済組合 45%以上	30%以上



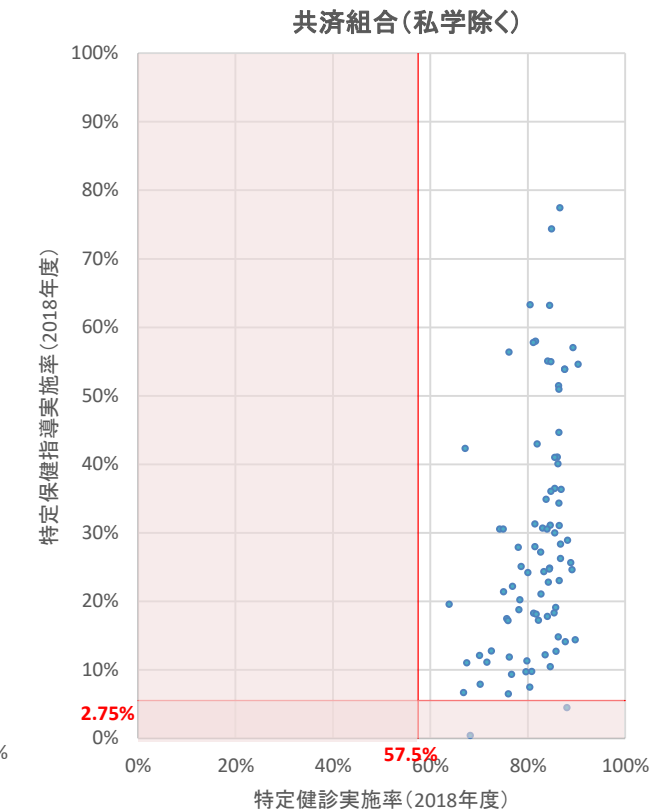
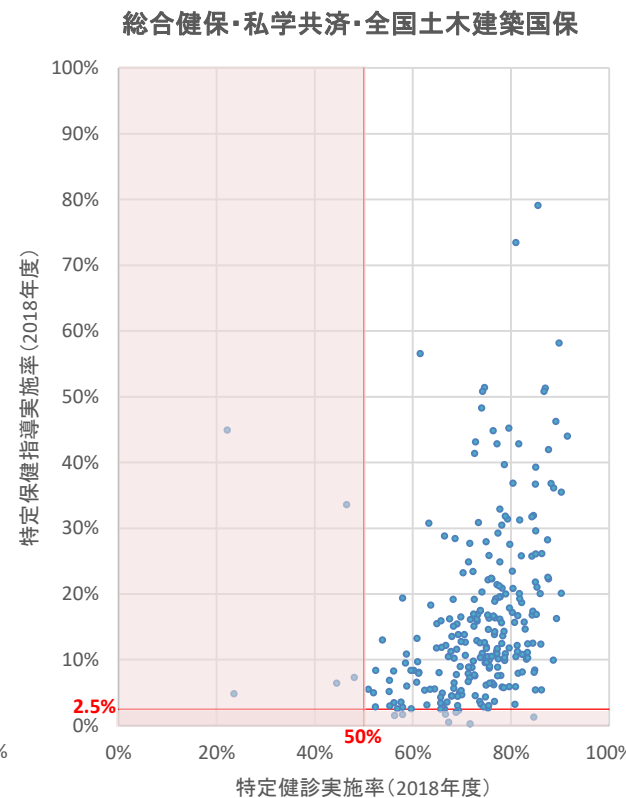
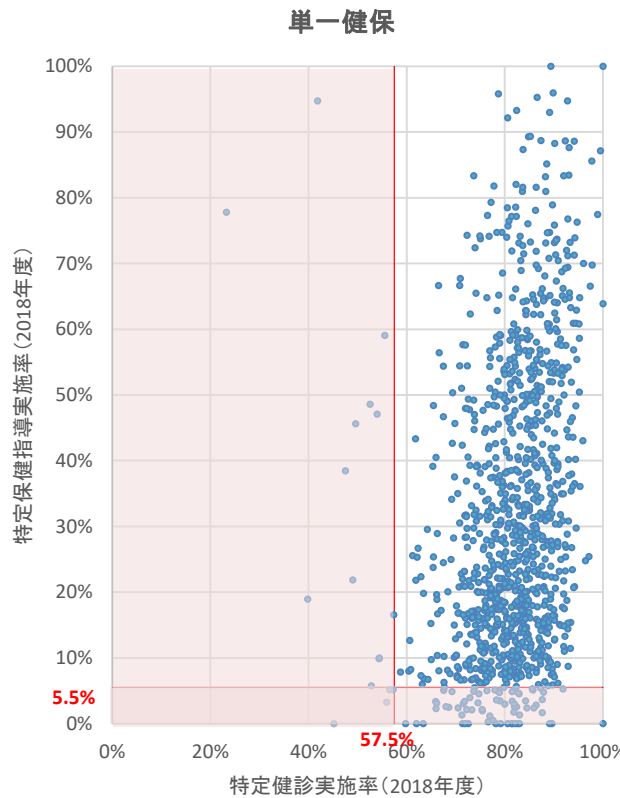
2018年度の加算率 (2017年度実績) 【第1段階】	2019年度の加算率 (2018年度実績) 【第2段階】	2020年度の加算率 (2019年度実績) 【第3段階】
1.0%	2.0%	5.0%
—	0.5%(※4)	1.0%(※4)
1.0%	2.0%	5.0%
0.25%	0.5%	1.0%
—	0.25%(※4)	
—	—	0.5%(※4)

- (※1) 2023年度末までにすべての保険者が全保険者目標70%を達成することを目指して、中間時点(2020年度)の設定として、45%と70%の中間値である「57.5%未満」とする。
- (※2) 共済は、第三期目標が単一健保より低いが、加算対象は同じとする。
- (※3) 総合健保組合は、目標や特性を踏まえ、実施率の対象範囲を設定する。
- (※4) 該当年度において、特定健診・保健指導(法定の義務)以外の取組が一定程度(減算の指標で集計)行われている場合には加算を適用しない。具体的な基準については、今後検討。
- (※5) 2023年度末までにすべての保険者が全保険者目標45%の概ね半分の20%までは達することを目指して、中間時点(2020年度)の設定として、20%の半分の値である「10%未満」とする。
- (※6) 全国土木建築国民健康保険組合は、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令(平成19年厚生労働省令第140号)(令和二年四月一日施行時点)に基づき、総合健保・私学共済と同じ基準で判断。

◆加算の適用除外要件(高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令(平成19年厚生労働省令第140号)第40条の2第4項及び第5項)
 ①災害その他の特別の事情が生じたことにより、当該保険者において、特定健康診査又は特定保健指導を実施できなかった場合
 ②特定健康診査等の対象者の数が千人未満の保険者であって、特定健康診査の実施率が、保険者種別ごとの平均値以上である場合
 ③特定健康診査等を実施した保険者において、当該保険者の責めに帰することができない事由があった場合
 ④各保険者に係る加入者の健康の保持増進のために必要な事業の実施状況が十分な場合
 (参考)2019年度支援金においては①は0組合、②は6組合、③は4組合、④は12組合が該当している

【2018年度特定健診・保健指導の実施状況（赤枠は2019年度後期高齢者支援金における加算ライン）】

※加算除外の要件に該当する保険者は赤枠に該当していても加算保険者には含まれない



〈加算額〉

	2019年度支援金	(参考) 昨年度
加算額(円)	368,152,403	409,376,781
単一健保	217,352,985	200,709,673
総合健保等	132,931,207	136,514,966
共済組合	17,868,211	72,152,142

※2019年度支援金は2020年12月時点の見込額

〈加算保険者数〉

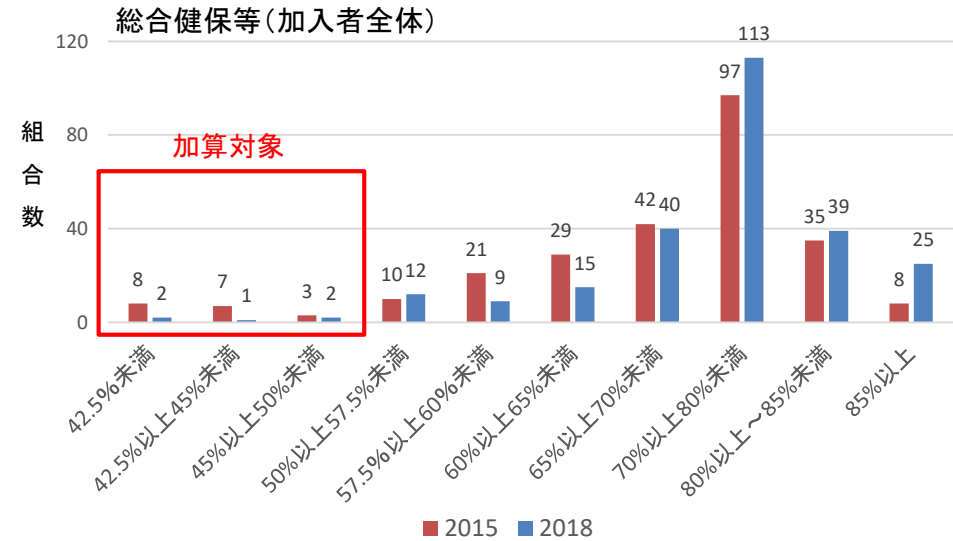
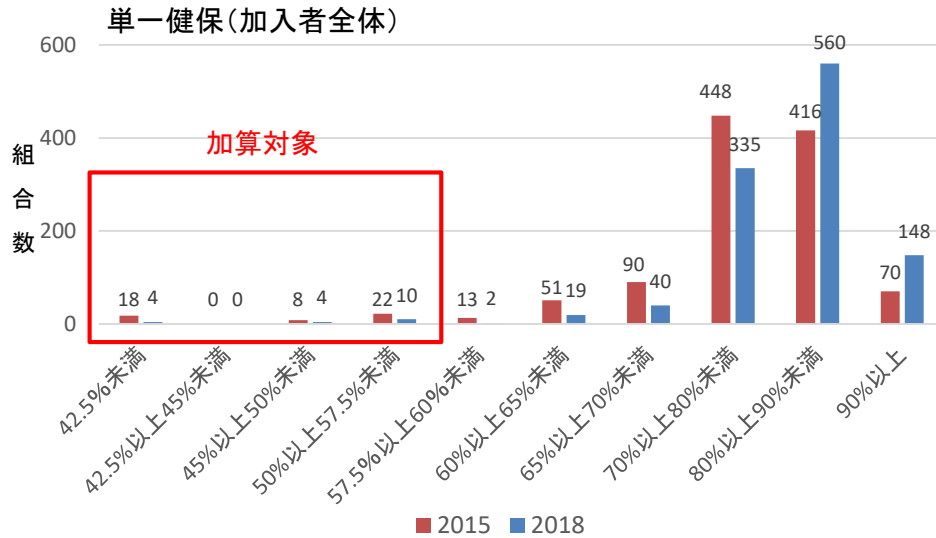
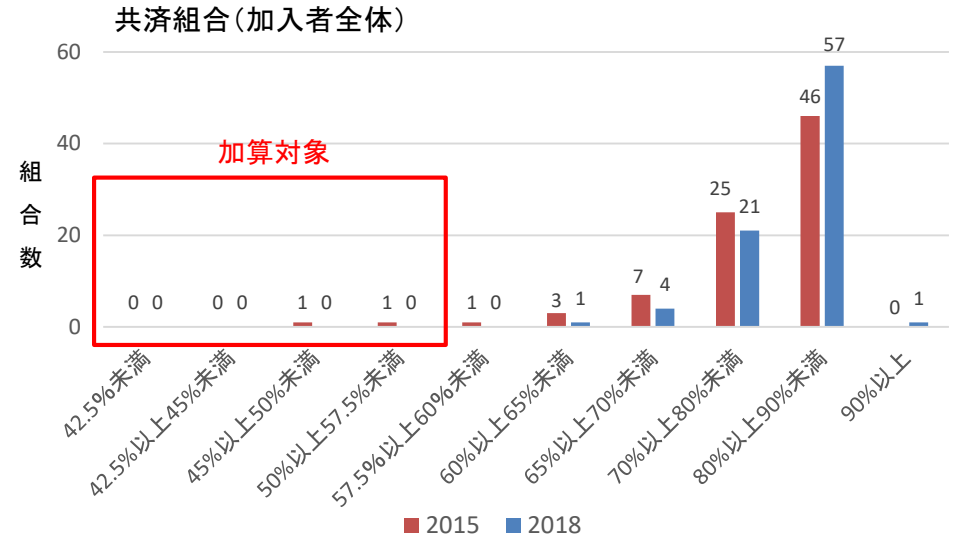
	特定健診		特定保健指導			計	(参考) 昨年度
	2.0%	0.5%	2.0%	0.5%	0.25%		
加算保険者数	5組合	10組合	15組合	21組合	32組合	79組合	106組合
単一健保	4組合	10組合	15組合	17組合	27組合	69組合	84組合
総合健保等	1組合	0組合	0組合	3組合	4組合	8組合	19組合
共済組合	0組合	0組合	0組合	1組合	1組合	2組合	3組合

※特定健診と特定保健指導の両方で加算対象となったのは4保険者

制度検討時（2015年度実績）との比較（特定健診）

保険者種別毎の特定健康診査受診率

	単一	総合等	共済
2018年度	80.7%	73.8%	79.2%
2015年度	76.2%	69.7%	75.8%
第3期目標値	90%	85%	90%

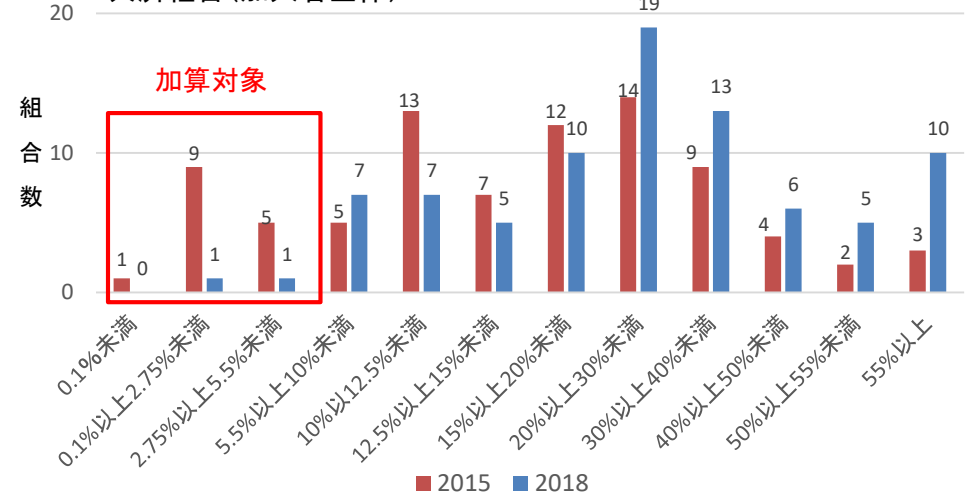


制度検討時（2015年度実績）との比較（特定保健指導）

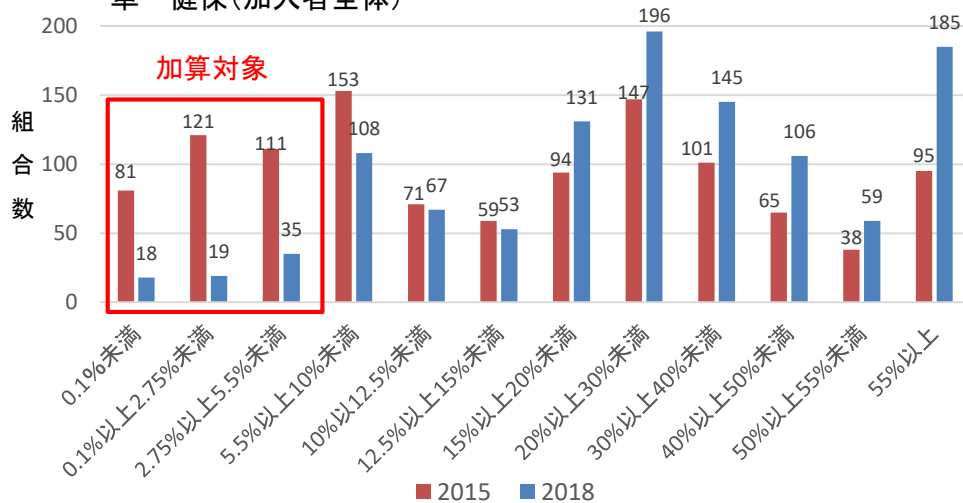
保険者種別毎の特定保健指導受診率

	単一	総合等	共済
2018年度	32.3%	14.7%	32.8%
2015年度	22.5%	10.6%	20.4%
第3期目標値	55%	30%	45%

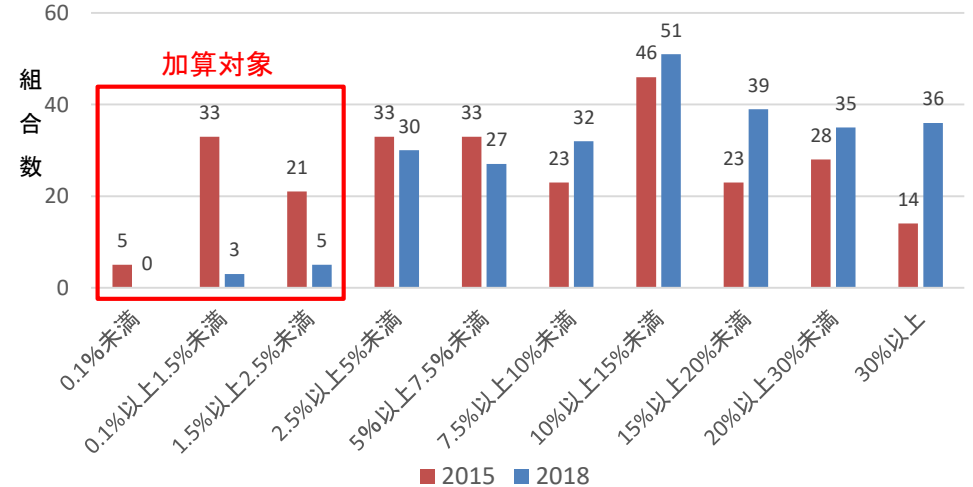
共済組合(加入者全体)



単一健保(加入者全体)



総合健保等(加入者全体)



後期高齢者支援金の減算率の計算方法

〈評価方法について〉

- 保険者ごとに配点を積み上げて総合評価する。事業主との連携のしやすさなど保険者の特性を考慮し、現行と同様、単一健保、総合健保・私学共済、その他の共済の3グループごとに評価する。
- 減算率は、メリハリある評価とするため、達成状況に応じて3区分を基本として段階的に減算率を設定する。保険者が最上位を目指して努力する意欲につながるよう、加算額（減算額）の規模や減算対象保険者の後期高齢者支援金額、減算対象保険者の合計点数等に応じて、上位から減算率を10～5%、5～3%、3～1%の3区分とすることを基本とする。

※第30回保険者による健診・保健指導等に関する検討会（2017年10月18日）資料より抜粋



■ 3グループごとの評価方法

単一健保、総合健保・私学共済、その他の共済の3グループごとに上位・中位・下位に3区分する。
各グループにおいて、平均値±1SD以内を中位として3区分する。

■ 減算率の設定方法

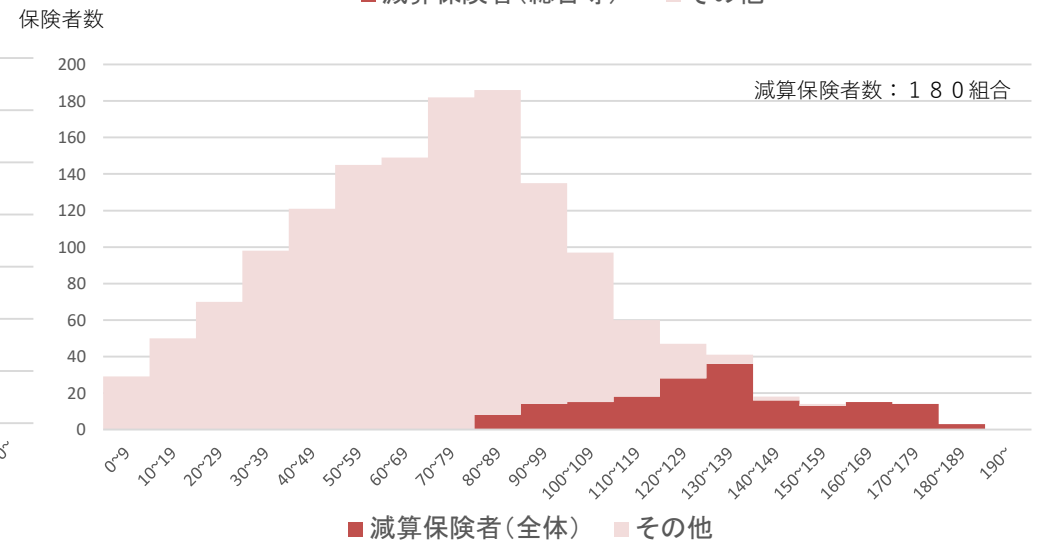
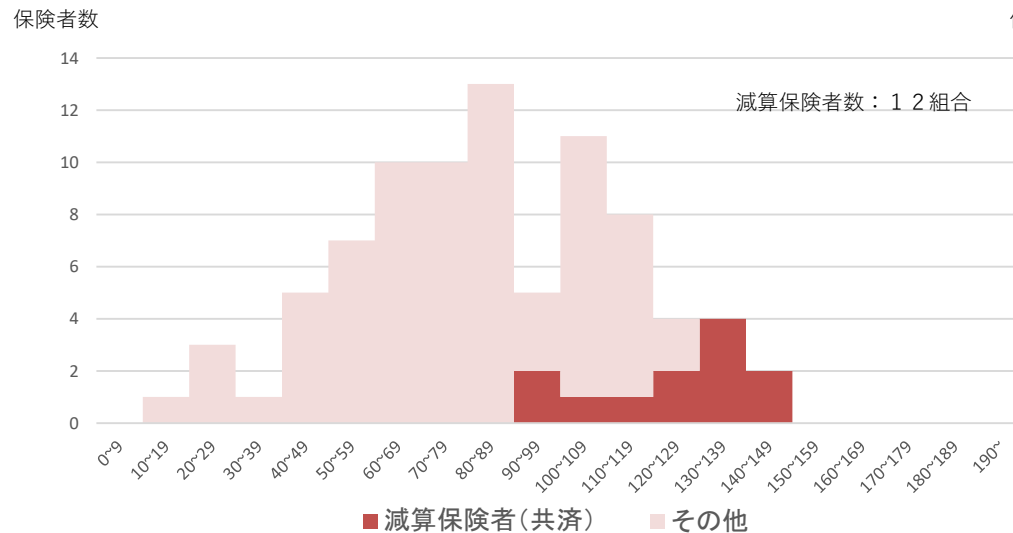
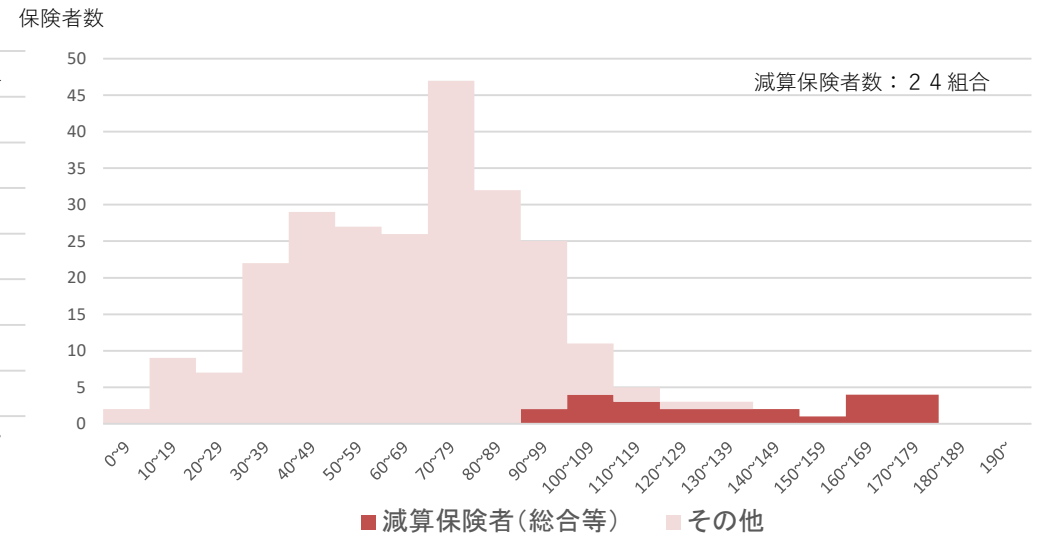
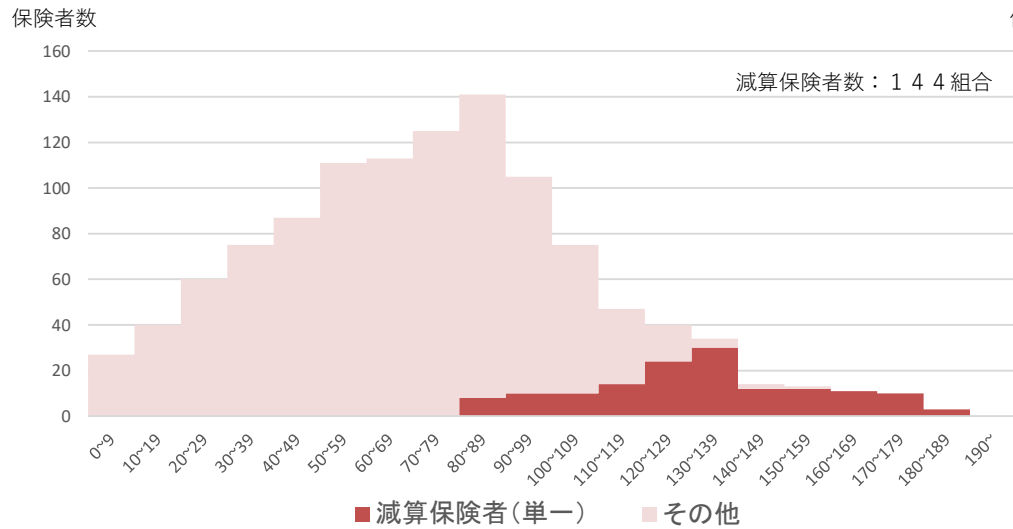
減算率は、3区分の減算率を3グループで一律になるように設定する。
上位・中位・下位の減算率の比は「7.5 : 4 : 2」とする

※第36回保険者による健診・保健指導等に関する検討会（2019年12月18日）において決定

総合評価の項目の点数分布

○2019年度支援金の減算保険者数は180組合であり、2018年度の128組合から52組合増となった。

○2020年3月に実施予定であった取組を新型コロナウイルスの影響により中止した場合は、事業計画書等の添付書類とともに保険者から申出を受け付け、8保険者について計15項目の評価指標を達成扱いとしている。



2019年度後期高齢者支援金の減算について

○2019年度支援金の減算は下表のとおり。

- ・減算組合180組合のうち、上位は34組合、中位は115組合、下位は31組合（保険者種別毎に平均値±1SDで3区分）
- ・上位の減算率は0.196%、中位の減算率は0.104%、下位の減算率は0.052%（減算率の比は7.5：4：2）

〈減算額〉

	上位 0.196%	中位 0.104%	下位 0.052%	計
2019年度支援金 減算額(円)	87,513,182	269,251,579	11,117,642	368,152,403
単一健保	62,782,169	159,212,515	5,888,019	227,882,704
総合健保等	19,530,402	42,401,293	3,196,586	65,128,280
共済組合	5,200,611	67,907,771	2,033,037	75,141,419

〈減算保険者数〉

	上位 0.196%	中位 0.104%	下位 0.052%	計
減算保険者	34組合	115組合	31組合	180組合
単一健保	27組合	94組合	23組合	144組合
総合健保等	6組合	12組合	9組合	24組合
共済組合	1組合	9組合	2組合	12組合

※2019年度支援金は2020年12月時点の見込額

参考：上位・中位・下位の基準

＜単一健保＞

平均131.6点 標準偏差(SD)24.6

平均+1SD 156.2点

平均-1SD 106.9点

＜総合健保等＞

平均136.0点 標準偏差(SD)27.3

平均+1SD 163.3点

平均-1SD 108.8点

＜共済組合＞

平均124.5点 標準偏差(SD)15.7

平均+1SD 140.2点

平均-1SD 108.8点

【2019年度後期高齢者支援金の減算対象保険者（上位）】

【基準】 保険者機能の総合評価の指標を大項目毎に重点項目を1つ以上実施している保険者のうち、合計点数が以下に該当する保険者

単一型健保組合：157点以上 総合型健保組合等：164点以上 共済組合：141点以上

【減算率】 0.196%

単一型健康保険組合（保険者数：27）	トッパングループ健康保険組合	162点
山形銀行健康保険組合	181点 アコム健康保険組合	161点
きらやか健康保険組合	181点 足利銀行健康保険組合	160点
KOA健康保険組合	181点 直江津電子健康保険組合	160点
花王健康保険組合	179点 大興製紙健康保険組合	160点
朝日生命健康保険組合	179点 FR健康保険組合	159点
近森会健康保険組合	177点 大和証券グループ健康保険組合	158点
三井精機工業健康保険組合	175点 大塚商会健康保険組合	157点
南都銀行健康保険組合	175点 総合型健康保険組合等（保険者数：6）	
第一生命健康保険組合	171点 長野県農業協同組合健康保険組合	177点
内田洋行健康保険組合	171点 愛知県農協健康保険組合	175点
アドバンテスト健康保険組合	171点 福岡県農協健康保険組合	173点
愛三工業健康保険組合	171点 愛知県信用金庫健康保険組合	170点
徳島大正銀行健康保険組合	170点 東京都信用金庫健康保険組合	167点
北越銀行健康保険組合	169点 しんくみ東海北陸健康保険組合	167点
群馬銀行健康保険組合	167点 共済組合（保険者数：1）	
FUJI健康保険組合	167点 三重県市町村職員共済組合	148点
中外製薬健康保険組合	166点	
ディスコ健康保険組合	166点	
資生堂健康保険組合	165点	

【2019年度後期高齢者支援金の減算対象保険者（中位）】

【基準】 保険者機能の総合評価の指標を大項目毎に重点項目を1つ以上実施している保険者のうち、合計点数が以下に該当する保険者

単一型健保組合：107点以上157点未満 総合型健保組合：109点以上164点未満

共済組合：109点以上141点未満

【減算率】 0.104%

単一型健康保険組合(保険者数:94)	アイシン健康保険組合	140点	北洋銀行健康保険組合	133点	
鹿児島銀行健康保険組合	156点	中部電力健康保険組合	140点	ライオン健康保険組合	132点
独立行政法人都市再生機構健康保険組合	154点	リケン健康保険組合	139点	コニカミノルタ健康保険組合	132点
静岡新聞放送健康保険組合	153点	グラクソ・スミスクライン健康保険組合	139点	明治安田生命健康保険組合	132点
筑波銀行健康保険組合	152点	新電元工業健康保険組合	138点	ヤマトグループ健康保険組合	132点
スクロール健康保険組合	152点	フランスベッドグループ健康保険組合	138点	住友不動産販売健康保険組合	132点
丸井健康保険組合	151点	岐阜信用金庫健康保険組合	138点	ATグループ健康保険組合	132点
船場健康保険組合	151点	東洋鋼鈑健康保険組合	138点	豊田合成健康保険組合	132点
北國銀行健康保険組合	151点	会津中央健康保険組合	137点	太陽誘電健康保険組合	130点
岡谷鋼機健康保険組合	151点	北野建設健康保険組合	137点	太陽生命健康保険組合	130点
豊田自動織機健康保険組合	144点	十六銀行健康保険組合	137点	日新電機健康保険組合	130点
サントリー健康保険組合	144点	武田薬品健康保険組合	137点	倉敷中央病院健康保険組合	130点
NTN健康保険組合	144点	大日本住友製薬健康保険組合	137点	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構健康保険組合	129点
東邦銀行健康保険組合	142点	横河電機健康保険組合	136点	ノバルティス健康保険組合	129点
日本旅行健康保険組合	142点	日本工営健康保険組合	136点	矢崎化工健康保険組合	128点
雪の聖母会健康保険組合	142点	古河電工健康保険組合	136点	サンスタール健康保険組合	128点
みずほ健康保険組合	140点	ブラザー健康保険組合	136点	富士ソフト健康保険組合	127点
ヨドバシカメラ健康保険組合	140点	イズミグループ健康保険組合	136点	トヨタ自動車健康保険組合	127点
日本ガイシ健康保険組合	140点	野村證券健康保険組合	135点	豊島健康保険組合	127点
大同特殊鋼健康保険組合	140点	日本テキサスインスツルメンツ健康保険組合	134点	日本通運健康保険組合	126点

【2019年度後期高齢者支援金の減算対象保険者（中位）】

【基準】 保険者機能の総合評価の指標を大項目毎に重点項目を1つ以上実施している保険者のうち、合計点数が以下に該当する保険者

単一型健保組合：107点以上157点未満 総合型健保組合：109点以上164点未満

共済組合：109点以上141点未満

【減算率】 0.104%

単一型健康保険組合（保険者数：94）	アビーム健康保険組合	116点	北海道農業団体健康保険組合	142点	
渡辺パイプ健康保険組合	126点	信越化学健康保険組合	115点	愛鉄連健康保険組合	140点
山口フィナンシャルグループ健康保険組合	126点	不二越健康保険組合	115点	滋賀県農協健康保険組合	136点
日本事務器健康保険組合	125点	小島健康保険組合	115点	宮城県自動車販売健康保険組合	134点
安田日本興亜健康保険組合	124点	住友共同電力健康保険組合	115点	埼玉県農協健康保険組合	127点
日本製鋼所健康保険組合	124点	三保造船健康保険組合	113点	熊本県自動車販売店健康保険組合	126点
エプソン健康保険組合	124点	トヨタ紡織健康保険組合	112点	東京都情報サービス産業健康保険組合	116点
日本トランスシティ健康保険組合	124点	リンナイ健康保険組合	112点	京都府農協健康保険組合	116点
帝人グループ健康保険組合	124点	日本新薬健康保険組合	112点	経済団体健康保険組合	111点
熊本銀行健康保険組合	124点	東北銀行健康保険組合	110点	共済組合（保険者数：9）	
ミサワホーム健康保険組合	123点	カゴメ健康保険組合	110点	警察共済組合	140点
ワイジェイカード健康保険組合	123点	日本ケミコン健康保険組合	109点	岩手県市町村職員共済組合	134点
電源開発健康保険組合	120点	新潟臨港健康保険組合	109点	宮崎県市町村職員共済組合	134点
あおぞら銀行健康保険組合	120点	成田国際空港健康保険組合	108点	東京都市町村職員共済組合	132点
大東建託健康保険組合	120点	日本製粉健康保険組合	108点	香川県市町村職員共済組合	132点
トヨタ車体健康保険組合	120点	東海放送健康保険組合	108点	厚生労働省共済組合	128点
ユニーグループ健康保険組合	120点	総合型健康保険組合等（保険者数：12）		大分県市町村職員共済組合	128点
名古屋鉄道健康保険組合	119点	富山県自動車販売店健康保険組合	163点	岡山県市町村職員共済組合	115点
川崎重工業健康保険組合	119点	山形県自動車販売健康保険組合	161点	北九州市職員共済組合	109点
京セラ健康保険組合	118点	長野県機械金属健康保険組合	151点		

【2019年度後期高齢者支援金の減算対象保険者（下位）】

【基準】 保険者機能の総合評価の指標を大項目毎に重点項目を1つ以上実施している保険者のうち、合計点数が以下に該当する保険者

単一型健保組合：107点未満 総合型健保組合：109点未満 共済組合：109点未満

【減算率】 0.052%

単一型健康保険組合（保険者数：23）		T&Dフィナンシャル生命健康保険組合	86点
SMBCファイナンスサービス健康保険組合	106点	ニチコン健康保険組合	86点
フジ健康保険組合	104点	みちのく銀行健康保険組合	84点
中越パルプ工業健康保険組合	103点	四電工健康保険組合	83点
青森銀行健康保険組合	101点	総合型健康保険組合等（保険者数：6）	
ヤマハ健康保険組合	101点	和歌山県農協健康保険組合	107点
TOTO健康保険組合	97点	静岡県金属工業健康保険組合	105点
ホトニクス・グループ健康保険組合	96点	北海道医療健康保険組合	104点
品川リフラクトリーズ健康保険組合	96点	愛知県自動車販売健康保険組合	103点
首都高速道路健康保険組合	95点	北海道信用金庫健康保険組合	97点
ドッドウェル健康保険組合	95点	鹿児島県信用金庫健康保険組合	97点
倉紡健康保険組合	95点	共済組合（保険者数：2）	
三菱瓦斯化学健康保険組合	94点	高知県市町村職員共済組合	98点
森下仁丹健康保険組合	94点	熊本県市町村職員共済組合	96点
明星電気健康保険組合	93点		
静岡鉄道健康保険組合	90点		
新潟トヨタ自動車健康保険組合	88点		
田辺三菱製薬健康保険組合	88点		
サカイ健康保険組合	87点		
大倉工業健康保険組合	87点		

保険者機能の総合評価の指標の達成状況(2019年度実績)

総合評価の項目		重点項目	配点	単一健保 (n=1,131)		総合健保等 (n=259)		共済組合 (n=84)	
大項目1 特定健診・特定保健指導の実施(法定の義務)									
①-1	保険者種別毎の目標値達成	○	65	48組合	4.2%	11組合	4.2%	0組合	0.0%
①-2	保険者種別毎の目標値達成	○	60	8組合	0.7%	0組合	0.0%	1組合	1.2%
①-3	実施率が上位	○	30	136組合	12.0%	18組合	6.9%	12組合	14.3%
②-1	特定健診の実施率の上昇幅-前年度の実施率が[目標値×0.9]未満で、前々年度より10ポイント以上上昇(②-2と重複不可)	—	20	15組合	1.3%	3組合	1.2%	3組合	3.6%
②-2	特定健診の実施率の上昇幅-前年度の実施率が[目標値×0.9]未満で、前々年度より5ポイント以上上昇	—	10	48組合	4.2%	13組合	5.0%	0組合	0.0%
③-1	特定保健指導の実施率の上昇幅-前年度の実施率が[目標値×0.9]未満で、前々年度より10ポイント以上上昇(③-2と重複不可)	—	20	218組合	19.3%	10組合	3.9%	8組合	9.5%
③-2	特定保健指導の実施率の上昇幅-前年度の実施率が[目標値×0.9]未満で、前々年度より5ポイント以上上昇	—	10	150組合	13.3%	41組合	15.8%	19組合	22.6%
大項目2 要医療の者への受診勧奨・糖尿病等の重症化予防									
①	個別に受診勧奨	○	4	678組合	59.9%	172組合	66.4%	67組合	79.8%
②	受診の確認		4	614組合	54.3%	158組合	61.0%	57組合	67.9%
③	糖尿病性腎症等の重症化予防の取組	○	4	781組合	69.1%	214組合	82.6%	46組合	54.8%
④-1	特定保健指導の対象者割合の減少-前年度の該当者割合が前々年度より3ポイント減少(④-2と重複不可)	—	10	41組合	3.6%	2組合	0.8%	1組合	1.2%
④-2	特定保健指導の対象者割合の減少-前年度の該当者割合が前々年度より1.5ポイント減少	—	5	88組合	7.8%	9組合	3.5%	2組合	2.4%
大項目3 加入者への分かりやすい情報提供、特定健診のデータの保険者間の連携・分析									
①	情報提供の際にICTを活用(提供ツールとしてのICT活用、ICTを活用して作成した個別性の高い情報のいずれでも可)	○	5	802組合	70.9%	190組合	73.4%	47組合	56.0%
②	対面での健診結果の情報提供		4	816組合	72.1%	203組合	78.4%	57組合	67.9%
③	特定健診データの保険者間の連携①(退職者へのデータの提供、提供されたデータの活用)	○	5	319組合	28.2%	86組合	33.2%	72組合	85.7%
④	特定健診データの保険者間の連携②(保険者共同での特定健診データの活用・分析)		4	119組合	10.5%	45組合	17.4%	39組合	46.4%

保険者機能の総合評価の指標の達成状況(2019年度実績)

総合評価の項目	重点項目	配点	単一健保 (n=1,131)		総合健保等 (n=259)		共済組合 (n=84)		
大項目4 後発医薬品の使用促進									
① 後発医薬品の希望カード等の配布	○	4	699組合	61.8%	193組合	74.5%	82組合	97.6%	
② 後発医薬品差額通知の実施	○	4	800組合	70.7%	228組合	88.0%	82組合	97.6%	
③ 効果の確認	○	4	537組合	47.5%	169組合	65.3%	64組合	76.2%	
④-1 後発医薬品の使用割合が高い-使用割合が80%以上 (④-2と重複不可)	—	5	300組合	26.5%	47組合	18.1%	20組合	23.8%	
④-2 後発医薬品の使用割合が高い-使用割合が70%以上	—	3	777組合	68.7%	209組合	80.7%	63組合	75.0%	
⑤-1 後発医薬品の使用割合の上昇幅-前年度より10ポイント以上上昇 (⑤-2と重複不可)	—	5	5組合	0.4%	0組合	0.0%	0組合	0.0%	
⑤-2 後発医薬品の使用割合の上昇幅-前年度より5ポイント以上上昇	—	3	78組合	6.9%	1組合	0.4%	2組合	2.4%	
大項目5 がん検診・歯科健診等 (人間ドックによる実施を含む)									
① がん検診の実施	○	4	1003組合	88.7%	230組合	88.8%	78組合	92.9%	
② がん検診: 受診の確認		4	396組合	35.0%	101組合	39.0%	29組合	34.5%	
③ 市町村が実施するがん検診の受診勧奨	○	4	170組合	15.0%	40組合	15.4%	22組合	26.2%	
④ 歯科健診: 健診受診者の把握	○	4	427組合	37.8%	65組合	25.1%	49組合	58.3%	
⑤ 歯科保健指導	○	4	236組合	20.9%	43組合	16.6%	36組合	42.9%	
⑥ 歯科受診勧奨	○	4	229組合	20.2%	45組合	17.4%	28組合	33.3%	
⑦ 予防接種の実施		4	719組合	63.6%	190組合	73.4%	62組合	73.8%	
大項目6 加入者に向けた健康づくりの働きかけ (健康教室による実施を含む)、個人へのインセンティブの提供									
① 運動習慣	○	4	784組合	69.3%	195組合	75.3%	73組合	86.9%	
② 食生活の改善	○	4	562組合	49.7%	133組合	51.4%	62組合	73.8%	
③ こころの健康づくり	○	4	554組合	49.0%	143組合	55.2%	75組合	89.3%	
④ 喫煙対策事業	○	5	622組合	55.0%	153組合	59.1%	47組合	56.0%	
⑤ インセンティブを活用した事業の実施	○	4	747組合	66.0%	179組合	69.1%	48組合	57.1%	
大項目7 事業主との連携、被扶養者への健診・保健指導の働きかけ									
① 産業医・産業保健師との連携	○	4	719組合	63.6%	92組合	35.5%	37組合	44.0%	
② 健康宣言の策定や健康づくり等の共同事業の実施	○	4	1081組合	95.6%	249組合	96.1%	57組合	67.9%	
③ 就業時間内の特定保健指導の実施の配慮	○	4	838組合	74.1%	179組合	69.1%	74組合	88.1%	
④ 退職後の健康管理の働きかけ	○	4	132組合	11.7%	17組合	6.6%	46組合	54.8%	
⑤ 被扶養者への特定健診の実施	○	4	281組合	24.8%	11組合	4.2%	5組合	6.0%	
⑥ 被扶養者への特定保健指導の実施	○	4	89組合	7.9%	26組合	10.0%	3組合	3.6%	

保険者機能の総合評価の指標の達成状況(2019年度実績)

総合評価の項目		重点項目	配点	加算組合 (n=79)		減算組合 (n=180)	
大項目1 特定健診・特定保健指導の実施(法定の義務)							
①-1	保険者種別毎の目標値達成	○	65	0組合	0.0%	52組合	28.9%
①-2	保険者種別毎の目標値達成	○	60	0組合	0.0%	6組合	3.3%
①-3	実施率が上位	○	30	0組合	0.0%	122組合	67.8%
②-1	特定健診の実施率の上昇幅-前年度の実施率が[目標値×0.9]未満で、前々年度より10ポイント以上上昇(②-2と重複不可)	—	20	4組合	5.1%	0組合	0.0%
②-2	特定健診の実施率の上昇幅-前年度の実施率が[目標値×0.9]未満で、前々年度より5ポイント以上上昇	—	10	7組合	8.9%	0組合	0.0%
③-1	特定保健指導の実施率の上昇幅-前年度の実施率が[目標値×0.9]未満で、前々年度より10ポイント以上上昇(③-2と重複不可)	—	20	3組合	3.8%	0組合	0.0%
③-2	特定保健指導の実施率の上昇幅-前年度の実施率が[目標値×0.9]未満で、前々年度より5ポイント以上上昇	—	10	2組合	2.5%	0組合	0.0%
大項目2 要医療の者への受診勧奨・糖尿病等の重症化予防							
①	個別に受診勧奨	○	4	29組合	36.7%	170組合	94.4%
②	受診の確認	○	4	25組合	31.6%	166組合	92.2%
③	糖尿病性腎症等の重症化予防の取組	○	4	37組合	46.8%	166組合	92.2%
④-1	特定保健指導の対象者割合の減少-前年度の該当者割合が前々年度より3ポイント減少(④-2と重複不可)	—	10	6組合	7.6%	2組合	1.1%
④-2	特定保健指導の対象者割合の減少-前年度の該当者割合が前々年度より1.5ポイント減少	—	5	7組合	8.9%	14組合	7.8%
大項目3 加入者への分かりやすい情報提供、特定健診のデータの保険者間の連携・分析							
①	情報提供の際にICTを活用(提供ツールとしてのICT活用、ICTを活用して作成した個別性の高い情報のいずれでも可)	○	5	46組合	58.2%	171組合	95.0%
②	対面での健診結果の情報提供	○	4	44組合	55.7%	175組合	97.2%
③	特定健診データの保険者間の連携①(退職者へのデータの提供、提供されたデータの活用)	○	5	12組合	15.2%	118組合	65.6%
④	特定健診データの保険者間の連携②(保険者共同での特定健診データの活用・分析)	○	4	4組合	5.1%	71組合	39.4%

保険者機能の総合評価の指標の達成状況(2019年度実績)

総合評価の項目		重点項目	配点	加算組合 (n=79)		減算組合 (n=180)	
大項目4 後発医薬品の使用促進							
①	後発医薬品の希望カード等の配布	○	4	34組合	43.0%	169組合	93.9%
②	後発医薬品差額通知の実施	○	4	43組合	54.4%	159組合	88.3%
③	効果の確認	○	4	23組合	29.1%	133組合	73.9%
④-1	後発医薬品の使用割合が高い-使用割合が80%以上(④-2と重複不可)	—	5	21組合	26.6%	59組合	32.8%
④-2	後発医薬品の使用割合が高い-使用割合が70%以上	—	3	57組合	72.2%	113組合	62.8%
⑤-1	後発医薬品の使用割合の上昇幅-前年度より10ポイント以上上昇(⑤-2と重複不可)	—	5	0組合	0.0%	1組合	0.6%
⑤-2	後発医薬品の使用割合の上昇幅-前年度より5ポイント以上上昇	—	3	5組合	6.3%	4組合	2.2%
大項目5 がん検診・歯科健診等(人間ドックによる実施を含む)							
①	がん検診の実施	○	4	58組合	73.4%	180組合	100.0%
②	がん検診:受診の確認		4	13組合	16.5%	133組合	73.9%
③	市町村が実施するがん検診の受診勧奨	○	4	7組合	8.9%	69組合	38.3%
④	歯科健診:健診受診者の把握	○	4	12組合	15.2%	111組合	61.7%
⑤	歯科保健指導	○	4	7組合	8.9%	89組合	49.4%
⑥	歯科受診勧奨	○	4	5組合	6.3%	97組合	53.9%
⑦	予防接種の実施		4	42組合	53.2%	151組合	83.9%
大項目6 加入者に向けた健康づくりの働きかけ(健康教室による実施を含む)、個人へのインセンティブの提供							
①	運動習慣	○	4	45組合	57.0%	172組合	95.6%
②	食生活の改善	○	4	27組合	34.2%	145組合	80.6%
③	こころの健康づくり	○	4	30組合	38.0%	132組合	73.3%
④	喫煙対策事業	○	5	22組合	27.8%	150組合	83.3%
⑤	インセンティブを活用した事業の実施	○	4	43組合	54.4%	157組合	87.2%
大項目7 事業主との連携、被扶養者への健診・保健指導の働きかけ							
①	産業医・産業保健師との連携	○	4	28組合	35.4%	146組合	81.1%
②	健康宣言の策定や健康づくり等の共同事業の実施	○	4	68組合	86.1%	177組合	98.3%
③	就業時間内の特定保健指導の実施の配慮	○	4	32組合	40.5%	172組合	95.6%
④	退職後の健康管理の働きかけ	○	4	3組合	3.8%	64組合	35.6%
⑤	被扶養者への特定健診の実施	○	4	7組合	8.9%	86組合	47.8%
⑥	被扶養者への特定保健指導の実施	○	4	2組合	2.5%	53組合	29.4%